

令和2年9月25日

従業員各位

雄基工業株式会社
代表取締役 野崎 雄次



雄基工業株式会社の新型コロナウイルス感染防止に伴うコロナ見舞金の支給

「新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言」が令和2年4月16日に発令され、令和2年5月31日に解除されましたが、8月には第2波により富山県でも感染者が多数報告されました。現在は緩やかに収束しているかのように感じられますが、冬にむけて第3波も予想され油断出来ない状況であります。

当社はインフラの維持や国民が生活する上で必ず排出される下水道汚泥等の運搬輸送の事業が緊急事態宣言時においても継続が求められる事業と考え、休業することなく事業を継続してきました。社会的な使命に応えるためとはいっても、緊急事態宣言中に事業を継続する中で、従業員には新型コロナウイルス感染症の感染リスクといった平常時には感じ得ない相当な不安を抱えながらも懸命に事業に従事していただきました。

そこで、当社では、新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言下において事業を継続するため従事していただいた従業員に対して見舞金を支給いたします。

今後も、Withコロナの時代に向き合い、事業の継続にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

対象者：新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言期間に当社の事業に従事された役員及び従業員（技能実習生も含む）

緊急事態宣言期間：令和2年4月16日～令和2年5月31日

支給日：令和2年9月30日 PM5:00

以上